

日蓮大聖人御書全集

につこうゆいかいおきぶみ

日興遺誠置文

新版
2195
ゝ
2197

につこうゆいかいおきぶみ

日興遺誠置文

そ おも

まつぼうぐつう

えにち

ごくあくほうぼう

やみ

て

夫れ以んみれば、末法弘通の慧日は極悪謗法の闇を照ら

くおんじゆりよう

みようふう

が やしじよう

ごんもん

ふ

はら

し、久遠寿量の妙風は伽耶始成の権門を吹き払う。ああ、

ぶつぼう

あ

まれ

たと

どんげ

はなしべ

か

たぐ

仏法に値うこと希にして、喩えを曇華の蕊に仮り、類いを

う ぎ あな ひ

た

浮き木の穴に比せんすら、なおもつて足らざるものか。ここ

われ しゆくえんじんこう

さいわ

きよう

あ

たてまつ

に、我ら宿縁深厚なるによつて、幸いにこの経に遇い奉

う

こうがく

じようもく

ひつたん

そ

ることを得。したがつて、後学のために条目を筆端に染む

こうせんるふ

きんげん

あお

ること、ひとえに広宣流布の金言を仰がんがためなり。

いち ふじ りゆうぎ

せんし

ごくつう

い

一、富士の立義、いささかも先師の御弘通に違せざること。

いち ごにん りゆうぎ いちいち せんし ごぐつう い
一、五人の立義、一々に先師の御弘通に違すること。

いち ごしよ ぎしよ ぎ とうもんりゆう きぼう もの あ
一、御書いずれも偽書に擬し、当門流を毀謗せん者これ有

るべし。もしかようの悪侶出来せば、親近すべからざるこ
あくりよしゆたい しんごん

と。

いち ぎしよ つく ごしよ べいこう ほんじやくいつち しゆぎよう いた もの
一、偽書を造つて御書と号し、本迹一致の修行を致す者は、

しし しんちゆう むし こころ う
師子身中の虫と心得べきこと。

いち ほうぼう かしやく ゆげ ぞうだん けぎ げしよ
一、謗法を呵責せずして、遊戯・雑談の化儀ならびに外書・

かどう この
歌道を好むべからざること。

いち だんな しゃさん ものもう きん
一、檀那の社参・物詣でを禁ずべし。いかにいわんや、そ

うつわ

いつけん

しよう

ほうぼう

いた

あつきらんにゆう

じしや

の器にして、一見と称して謗法を致せる悪鬼乱入の寺社

もう

かえ

がえ

くちお

しだい

まった

に詣ずべけんや。返す返すも口惜しき次第なり。これ全く

こぎ

きようもん

ごさとう

まか

うんぬん

己義にあらず。經文・御抄等に任す云々。

いち

きよう

でし

ししよう

しよじ

ゆる

さしお

ごしよう

一、器用の弟子においては、師匠の諸事を許し閣き、御抄

いげ

しよしようぎよう

きようがく

以下の諸聖教を教学すべきこと。

いち

がくもんみれん

みようもんみようり

だいしゆう

よ

まつりゆう

かな

一、学問未練にして名聞名利の大衆は、予が末流に叶う

べからざることを。

いち

よ

こうだい

としゆとう

ごんじつ

わきま

あいだ

ふぼ

ししよう

一、予が後代の徒衆等、権実を弁えざるの間は、父母・師匠

おん

ふ

す

しゆつりしようにう

ほんじ

もう

がくもん

の恩を振り捨て、出離証道のために本寺に詣で、学文すべ

きこと。

いち ぎどう らっこな てんだい がくもん

一、義道の落居無くして天台の学文すべからざること。

いち どうもんりゆう ごしよ しんかん そ ごくり しでん

一、当門流においては、御書を心肝に染め、極理を師伝し

いとまあ たいけ き

て、もし間有らば台家を聞くべきこと。

いち ろんぎ こうぜつとう この じよ まじ

一、論議・講説等を好み自余を交うべからざること。

いち こうせんる ふ あいだ しんみよう す ずいりきぐつう

一、いまだ広宣流布せざる間は、身命を捨てて随力弘通を

いた

致すべきこと。

いち しんきようほうじゆう ぎようじや げれつ ほつし

一、身軽法重の行者においては、下劣の法師たりといえ

とうによきようぶつ どうり まさ しんぎよう いた

ども、当如敬仏の道理に任せて信敬を致すべきこと。

いち ぐつう ほつし

一、弘通の法師においては、下輩たりといえども、老僧の思

げはい

ろうそう

おも

いをなすべきこと。

いち げれつ もの

われ

ちすぐ

もの

あお

一、下劣の者たりといえども、我より智勝れたる者をば、仰

ししよう

いで師匠とすべきこと。

いち とき かんず

ぶつぽう

そうい

こぎ

かま

一、時の貫首たりといえども、仏法に相違して己義を構えば、

もち

これを用いるべからざること。

いち しゆぎ

ぶつぽう

そういあ

かんず

くだ

一、衆議たりといえども、仏法に相違有らば、貫首これを摧

くべきこと。

いち ころも すみ ころ

一、衣の墨、黒くすべからざること。

いち じきとつ き
一、直綴を着すべからざること。

いち ほうぼう どうざ よどうざい おそ
一、謗法と同座すべからず。与同罪を恐るべきこと。

いち ほうぼう くよう う
一、謗法の供養を請くべからざること。

いち どうじようとう ぶつぼうしゆゐ
一、刀杖等においては、仏法守護のためにこれを許す。た

しゆつじ じせつ たい
だし、出仕の時節は帶すべからざるか、もしそれ大衆等に

おいては、これを許すべきかのこと。
ゆる

いち にかくはい こうい だんな まつぎ お
一、若輩たりといえども、高位の檀那より末座に居るべか

らざること。

いち せんし よ けぎ しょうそう
一、先師のごとく、予が化儀も聖僧たるべし。ただし、時
とき

かんず

しゅうがく

じん

いったん

いんぼん

の貫首、あるいは習学の仁においては、たとい一旦の姪犯

あ

しゅと

さ

お

有りといえども、衆徒に差し置くべきこと。

いち

ぎょうおなんもんどう

ぎょうじゃ

せんし

しょうがん

一、巧於難問答の行者においては、先師のごとく、賞翫す

べきこと。

みぎ

じょうもく

たいりやく

まんねんくご

右の条目、大略かくのごとし。万年救護のために

にじゅうろつかじよう

お

こうだい

がくりよ

ぎわく

しょう

二十六箇条を置く。後代の学侶、あえて疑惑を生ずること

うちいつかじよう

おか

もの

につこう

まつりゆう

なかれ。この内一箇条においても犯す者は、日興が末流に

さだ

じょうじよう

くだん

あるべからず。よって定むるところの条々、件のごとし。

げんこうさんねんみずのととりしょうがつじゅうさんにち

につこう

かおう

元弘三年癸酉正月十三日

日興 花押